



平成 27 年 5 月 27 日

各 位

会 社 名 那 須 電 機 鉄 工 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 那 須 幹 生  
コ ー ド 番 号 5 9 2 2 ( 東 証 第 二 部 )  
問 合 せ 先 取 締 役 経 営 企 画 室 長 高 橋 昌 裕  
電 話 0 3 - 3 3 5 1 - 6 1 3 1

**(開示事項の一部変更) 当社株式の大規模買付行為への対応方針  
(買収防衛策) の継続に関する変更のお知らせ**

平成 27 年 4 月 22 日付「当社株式の大規模買付行為への対応方針 (買収防衛策) の継続に関するお知らせ」において開示いたしました事項に一部変更が生じたので、以下の通りお知らせいたします。

1. 変更の理由

当社は、平成 27 年 4 月 22 日開催の取締役会において、「当社株式の大規模買付行為への対応方針 (買収防衛策)」を継続する旨を決議いたしました。

その後、本日開催の取締役会で、監査等委員会設置会社への移行に伴う定款変更議案および監査等委員である取締役候補が決定したことに伴い、開示文書について所要の変更をおこなうものであります。

2. 変更の内容

変更内容は下記のとおりであります。(変更箇所には下線を引いております。)

### 3. 本対応方針の内容（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み）

#### （3）特別委員会の設置

（変更前）

大規模買付ルールが遵守されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本対応方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、現対応方針と同様に特別委員会規程（概要につきましては、別紙2をご参照ください。）に基づき、特別委員会を設置いたします。特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役または社外有識者（注4）のいずれかに該当する者の中から選任します。本対応方針継続後に選任する特別委員会委員は、社外監査役の木村 英知氏、社外有識者としての本村 健氏、戸澤 晃広氏の3名が就任する予定です。（特別委員候補者につきましては、別紙3をご参照ください。）

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討のうえで、当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで対抗措置の発動について決定することとします。特別委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することとします。

なお、特別委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、特別委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

注4：社外有識者は、経営経験豊富な企業経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者をいいます。

(変更後)

大規模買付ルールが遵守されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本対応方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、現対応方針と同様に特別委員会規程（概要につきましては、別紙2をご参照ください。）に基づき、特別委員会を設置いたします。特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役または社外有識者（注4）のいずれかに該当する者の中から選任します。本対応方針継続後に選任する特別委員会委員は、社外取締役の木村 英知氏（本株主総会において社外取締役へ就任予定）、社外有識者としての本村 健氏、戸澤 晃広氏の3名が就任する予定です。（特別委員候補者につきましては、別紙3をご参照ください。）

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討のうえで、当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで対抗措置の発動について決定することとします。特別委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することとします。

なお、特別委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、特別委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

注4：社外有識者は、経営経験豊富な企業経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者をいいます。

## 特別委員会規程の概要

(変更前)

- ・ 特別委員会は当社取締役会の決議により設置する。
- ・ 特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外監査役または社外有識者（経営経験豊富な企業経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者またはこれに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。
- ・ 特別委員会の委員の任期は、本対応方針の有効期限までとする。ただし、社外取締役および社外監査役である委員の任期は、その社外役員としての任期が本対応方針の有効期限より以前に到来する場合は、社外役員の任期と同じとする。
- ・ 特別委員会は、取締役会から諮問を受けた場合、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由および根拠を付して取締役会に対して勧告する。
  - ①大規模買付者に対抗するための新株予約権の発行等、会社法その他の法律および定款が認める対抗措置の発動または不発動
  - ②対抗措置の発動に伴う株主総会開催の要否
  - ③大規模買付者の大規模買付行為の撤回等に基づく新株予約権の無償取得、発行中止その他の対抗措置の停止等
  - ④前三号に準じる重要な事項
  - ⑤その他、取締役会が判断すべき事項のうち、取締役会が特別委員会に諮問した事項
- ・ 特別委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができるものとする。
  - ①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの決定
  - ②大規模買付者が当社取締役会に提供すべき必要情報の決定
  - ③必要情報の提供完了の決定
  - ④大規模買付者の大規模買付行為の内容の精査・検討
  - ⑤大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合にあたるか否かの決定
  - ⑥本対応方針の修正または変更の承認
  - ⑦その他取締役会が特別委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・ 特別委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとする。
- ・ 特別委員会の決議は、委員の過半数が出席し、委員の過半数をもってこれを行う。

以上

## 特別委員会規程の概要

(変更後)

- ・ 特別委員会は当社取締役会の決議により設置する。
- ・ 特別委員会の委員は 3 名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役または社外有識者（経営経験豊富な企業経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者またはこれに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。
- ・ 特別委員会の委員の任期は、本対応方針の有効期限までとする。ただし、社外取締役である委員の任期は、その社外役員としての任期が本対応方針の有効期限より以前に到来する場合は、社外役員の任期と同じとする。
- ・ 特別委員会は、取締役会から諮問を受けた場合、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由および根拠を付して取締役会に対して勧告する。
  - ①大規模買付者に対抗するための新株予約権の発行等、会社法その他の法律および定款が認める対抗措置の発動または不発動
  - ②対抗措置の発動に伴う株主総会開催の要否
  - ③大規模買付者の大規模買付行為の撤回等に基づく新株予約権の無償取得、発行中止その他の対抗措置の停止等
  - ④前三号に準じる重要な事項
  - ⑤その他、取締役会が判断すべき事項のうち、取締役会が特別委員会に諮問した事項
- ・ 特別委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができるものとする。
  - ①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの決定
  - ②大規模買付者が当社取締役会に提供すべき必要情報の決定
  - ③必要情報の提供完了の決定
  - ④大規模買付者の大規模買付行為の内容の精査・検討
  - ⑤大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に当たるか否かの決定
  - ⑥本対応方針の修正または変更の承認
  - ⑦その他取締役会が特別委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・ 特別委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとする。
- ・ 特別委員会の決議は、委員の過半数が出席し、委員の過半数をもってこれを行う。

以 上

### 特別委員会の委員略歴

(変更前)

本対応方針継続後の特別委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

#### 木村 英知 (きむら ひでとも) 当社社外監査役

略 歴 昭和 24 年 1 月生  
昭和 46 年 4 月 三菱自動車工業株式会社入社  
平成 15 年 6 月 当社 社外監査役 (現任)  
現在に至る

※ 木村 英知 氏と当社との間には取引関係および特別の利害関係はありません。

#### 本村 健 (もとむら たけし) 弁護士

略 歴 昭和 45 年 8 月生  
平成 9 年 4 月 弁護士登録・岩田合同法律事務所 入所  
平成 15 年 10 月 ステップトゥ・アンド・ジョンソン法律事務所  
平成 19 年 6 月 学校法人大妻学院・大妻女子大学 監事 (現任)  
現在に至る

※ 本村 健 氏と当社との間には取引関係および特別の利害関係はありません。

#### 戸澤 晃広 (とざわ あきひろ) 弁護士

略 歴 昭和 55 年 3 月生  
平成 17 年 10 月 弁護士登録・長島・大野・常松法律事務所 入所  
平成 23 年 9 月 クイン・エマニユアル・アークハート・サリバン  
法律事務所  
平成 25 年 1 月 TMI 総合法律事務所 (現任)  
現在に至る

※ 戸澤 晃広 氏と当社との間には取引関係および特別の利害関係はありません。

なお、社外監査役 木村 英知氏は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。

以 上

### 特別委員会の委員略歴

(変更後)

本対応方針継続後の特別委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

#### 木村 英知 (きむら ひでとも) 当社社外監査役

略 歴 昭和 24 年 1 月生  
昭和 46 年 4 月 三菱自動車工業株式会社入社  
平成 15 年 6 月 当社 社外監査役 (現任)  
現在に至る

※ 木村 英知 氏と当社との間には取引関係および特別の利害関係はありません。

#### 本村 健 (もとむら たけし) 弁護士

略 歴 昭和 45 年 8 月生  
平成 9 年 4 月 弁護士登録・岩田合同法律事務所 入所 (現任)  
平成 15 年 10 月 ステップトゥ・アンド・ジョンソン法律事務所  
平成 19 年 6 月 学校法人大妻学院・大妻女子大学 監事 (現任)  
平成 19 年 6 月 慶応義塾大学法科大学院 (ロースクール)・非常勤  
講師  
平成 27 年 4 月 最高裁判所司法研修所民事弁護教官 (現任)  
現在に至る

※ 本村 健 氏と当社との間には取引関係および特別の利害関係はありません。

#### 戸澤 晃広 (とざわ あきひろ) 弁護士

略 歴 昭和 55 年 3 月生  
平成 17 年 10 月 弁護士登録・長島・大野・常松法律事務所 入所  
平成 23 年 9 月 クイン・エマニユアル・アークハート・サリバン  
法律事務所  
平成 25 年 1 月 TMI 総合法律事務所 (現任)  
現在に至る

※ 戸澤 晃広 氏と当社との間には取引関係および特別の利害関係はありません。

なお、社外監査役 木村 英知氏は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。

※当社は、平成27年6月26日開催予定の当社第93回定時株主総会での承認を条件として、監査等委員会設置会社への移行を予定しており、木村英知氏は社外取締役に就任予定です。

以 上